三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年十月十四日農林水産省告示第千六百三十八号（一に係るものに限る。）、平成二年二月二十日農林水産省告示第二百七号（四に係るものに限る。）、平成二年七月二十七日農林水産省告示第千九号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長崎県西海市大瀬戸町雪浦下郷字山川一二一三の一（次の図に示す部分に限る。）、一二一五の二、長崎市竿浦町六三一の一、六三九、六四四の一、六四五、六四七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十五年八月十四日農林水産省告示第千二百十八号、昭和六十一年八月五日農林水産省告示第千三百三十二号（一に係るものに限る。）、昭和六十三年二月二十七日農林水産省告示第百八十六号（一に係るものに限る。）、平成九年六月二十七日農林水産省告示第千十四号（一に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町津具字箱渕一の六〇、一の六二から一の六四まで、一の六七、一の七二、一の七三、一の七五、一の七六、字萩垂一の一（次の図に示す部分に限る。）、西納庫字沢入一の一、三、三の一から三の三まで、四、五、七の一から七の一四まで、七の一七から七の二九まで、八、一一、一二、一三の一、一三の三、一四、一六、一九、二・六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、神田字明治二、八（次の図に示す部分に限る。）、豊根村坂宇場字横平七二の二三五から七二の二三七まで・七二の二四〇・七二の二四一（以上五筆国有林）、七二の一一、七二の一八の一、七二の一八の二、七二の二〇、七二の二〇の一、七二の二一、七二の三三、七二の五七、七二の六五、七二の一六三、七二の一六九、七二の一七七、七二の一七八、七二の二〇七、七二の二〇九、七二の一二・七二の一八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字御所平七〇の三一、七〇の二〇五、七〇の二三六、七〇の二三七、七〇の二七一、七〇の二七三、七〇の二七四、七〇の三〇一、七〇の三〇二、字向山一八の六七・一八の六八（以上二筆国有林）、一八の一三、一八の一四、一八の二八、二四の一、二七の三、二七の一一、三沢字上折金入一から一三まで、字桑原沢二、東栄町大字振草字古戸釜沢一、二の一、三、四、一〇から一七まで、三四の二、三五、三六、三九から四二まで、四二の一、四四の一、四四の二、四五の一、四五の二、四六から四八まで、大字東薗目字丸山一九の一、一九の二、一九の五から一九の七まで、二一、二二の一、二三の一、字琴瀬山一の一、一の一一、三の一、七、八の二、八の五、八の六、八の一一、八の一二、八の一四、大字月字長楽一五の二〇から一五の二三まで（以上四筆国有林）、一五の一、大字中設楽字損沢二、三の一、四から一〇まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村坂宇場字猪古里洞八の八、八の九、八の一二一、八の一六二、八の一六三、字猪古里五五、五五の三、五六の七、五七の四、字横平七二の二五六（国有林）、七二の四一、七二の二〇六、七二の二三二、三沢字石原二七の五（国有林）、二七の四、字上舟ノ沢二九の一、二九の四から二九の六まで、三〇の三、三〇の五三一の一、三一の二、三二、三八、三八の一、東栄町大字三輪字上深谷四七、一二七の四、一二七の一七、一二八、一二九、一三三、一三五から一三七まで、一三九、大字振草字上粟代今水八の六・二一の六（以上二筆国有林）、八の三、八の五、二一の二、字古戸向イ一二の四〇から一二の四三まで・一二の四五から一二の四七まで・一二の五〇から一二の五二まで（以上十筆国有林）、一二の一、字小林若杉四八、四九、一・一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字足込字中林二七、二九の六、二九の八、字橋場五〇の一、五〇の三、五〇の四、五一、五二、五二の一、五三、字東川合四一、四四、字反沢八、一二、字峯地一、四二、四八の一から四八の三まで、字黒畑二、四、五、字阿津沢三から五まで、一二、字坂洞四六、四七の一、四八、五二、五三（次の図に示す部分に限る。）、大字西薗目字沢上三九の七、字作之沢二九の二、大字下田字向山一四の一、大字奈根字向山六九、六九の一、六九の三、大字本郷字駒久保一七の一（次の図に示す部分に限る。）、字西山一四の三から一四の六まで、一五、一六、一二、字梅久保八、大字中設楽字ハタモリ沢四の一、字滝端一三、大字御園字菅沼二、二の一、三の一から三の三まで、四、五の一、五の二、六、九、九の一、九の二、一〇の一、設楽町東納庫字ナガ子二の三〇